

広島市告示(安芸区)第8号

令和8年2月13日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により、告示します。

広島市長 松井 一實

1 委任を受けた区出納員

安芸区役所市民部市民課 主任 増田 孝枝

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料(市民部の市民課及び保険年金課の所掌事務に係るものに限る。)の収納

3 委任期間

令和8年2月9日から市民課長の職務復帰の日まで